人事異動

内閣

○文部科学大臣臨時代理
国務大臣　中根　順子
（三原じゅん子）
文部科学大臣阿部俊子（あべ俊子）海外出張等不在中内閣法第十条の規定により臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣に指定する（八月二十六日）

最高裁判所

簡易裁判所判事
東京簡易裁判所判事に補する　新宅　孝昭
東京簡易裁判所判事
松戸簡易裁判所判事に補する（以上八月十六日）　羽生　康博
宇都宮地方裁判所判事補兼宇都宮家庭裁判所判事補・宇都宮簡易裁判所判事
名古屋地方裁判所岡崎支部勤務を命ずる
兼ねて名古屋家庭裁判所判事補に補する
名古屋家庭裁判所岡崎支部勤務を命ずる
岡崎簡易裁判所判事に補する（八月十八日）　大森　隆司
長崎地方裁判所判事兼長崎家庭裁判所判事・長崎簡易裁判所判事
福岡高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
福岡簡易裁判所判事に補する
大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　岡部　豪
長崎地方裁判所判事に補する
長崎地方裁判所長を命ずる
兼ねて長崎家庭裁判所判事に補する
長崎家庭裁判所長を命ずる
長崎簡易裁判所判事に補する
長崎簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上八月十九日）　金地　香枝

○定年退官
簡易裁判所判事堀井律は八月十五日限り定年退官
判事兼簡易裁判所判事松藤和博は八月十八日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる
簡易裁判所判事仙波陽子は八月十九日限り定年退官
簡易裁判所判事高田和夫は八月二十日限り定年退官

皇室事項

御答電

天皇陛下から六月九日ボルトガル大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、八月十八日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

消防庁防災業務計画の修正要旨の公表について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項の規定に基づき、消防庁防災業務計画を修正したので、同条第2項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

令和7年8月29日

消防庁長官　大沢　博

消防庁防災業務計画の修正要旨

1　修正の要旨

消防庁は、災害対策基本法第34条第1項に基づく防災基本計画の修正等を踏まえ、消防庁防災業務計画について、所要の修正を行った。

2　施行年月日

令和7年8月29日

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、令和7年2月4日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づき公告する。

令和7年8月29日

農林水産大臣　小泉進次郎

記

土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）雨竜川中央地区

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、令和7年3月25日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づき公告する。

令和7年8月29日

農林水産大臣　小泉進次郎

記

土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）雨竜川中央第2地区

特定保安林の指定の解除について

令和7年8月19日付けで次の特定保安林の指定を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の3第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、公表する。

令和7年8月29日

農林水産大臣　小泉進次郎

（特定保安林の指定の解除）

特定保安林の所在場所　北海道深川市（以上1市について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁並びに深川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北陸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日　北陸地方整備局長　髙松　論

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十七号
(三)　占用を制限する区域　備考
南魚沼市石打字土堂一一二九二番1から同市石打字瀬戸川原一〇三番三まで
(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)　占用の制限の開始の期日　令和七年八月三十日
(七)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日　北陸地方整備局長　髙松　論

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十九号
(三)　占用を制限する区域　備考
阿賀野市堀越字土本五一四番一一から同市野地城字原二七一番一まで
(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)　占用の制限の開始の期日　令和七年八月三十日
(七)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所